

議会の動き

第3回定例会
9月9日から会期3日間で開催

承認された報告

議会を招集する時間的余裕がなかつたため専決処分した次の4件の補正予算について、議会の承認を求めました。

- 平成20年度歌志内市一般会計補正予算(第2号)〈専決処分〉
- 同歌志内市営住宅特別会計補正予算(第1号)〈専決処分(第3号)〉〈専決処分〉
- 同歌志内市営改良住宅特別会計補正予算(第1号)〈専決処分〉

これらの補正予算は、市営住宅及び市営改良住宅それぞれ2件の住宅料滞納にかかる住宅明

●ふるさと納税で寄せられた寄附金の管理運用を明確にする
「歌志内市ふるさと応援寄附条例」が制定されました。

●福祉医療費助成制度の対象範囲を拡大する条例改正案が可決されました。

●歌志内中学校の位置を、来年4月から旧歌志内高校跡地に変更する条例改正案が可決されました。

け渡しについて、強制執行に要する経費を裁判所へ追納付するための不足額を補正したもので、市営住宅特別会計では90万円、市営改良住宅特別会計では33万6千円を増額し、それぞれ一般会計から繰り入れを行いました。

- 平成19年度歌志内市健全化判断比率について
- 同歌志内市資金不足比率について

これらの比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき議会への報告を行いました。

健全化判断比率については「表1」とおりで、資金不足比率については市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会

【表1】 健全化判断比率

区分	歌志内市	早期健全化基準
実赤字連実公債将負	質実比率 質実比率 質実比率 来比率	15.00% 20.00% 25.0% 350.0%
赤字結赤	赤字額なし	
実公債	31.5%	25.0%
将負担比	291.0%	350.0%

計及び病院事業会計とも0・0%（経営健全化基準20・0%）でした。

■(株)歌志内振興公社第25期事業報告及び第26期事業計画について

地方公共団体が投資している

法人は、地方自治法の規定により、毎事業年度の経営状況を議会に報告することが定められています。

本市では(株)歌志内振興公社がこれに相当し、今回の定例会では平成19年度決算や同20年度事業収支計画などが報告されました。

閉会中の審査として付託・可決された議案

第2回定例会に提出され、社会建設常任委員会に閉会中の審査として付託されていた次の議案は、7月24日に開催された委員会審査を経て、原案どおり可決されました。

公平委員会委員の選任

9月25日に任期満了となる染谷純一氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期4年間)

■市内中村65番地12
染谷純一氏(66歳)

■指定管理者の指定について
平成21年4月から指定管理者制度を導入する特別養護老人ホームしらかば荘の指定管理者が、次のとおり指定されました。

▼指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 北海道光生舎(赤平市錦町3丁目5番地)

▼指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

可決された議案

■歌志内市ふるさと応援寄附条例の制定について

「ふるさと納税」など、本市のまちづくりを応援する個人や法人から募った寄附金について、管理運用を明確にするとともに、魅力あるふるさとづくりを行うための条例を制定しました。

■歌志内市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、関係条文の文言整備を行いました。

■歌志内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例の制定について

民法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条文の文言整備を行いました。

■歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

北海道医療給付事業の一部見直しにより、助成対象が拡大されたことから、関係条文の整備

を行いました。

なお、助成対象の拡大範囲など、詳細については本紙9ページをご覧ください。

■歌志内市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年4月1日から旧歌志内高校を歌志内中学校として利用するに当たって、同日付けで中学校の位置を「神威43番地」から「文珠200番地」に変更

するための改正を行いました。

■市有地の無償貸付けについて

うたしないちロルの湯及びアリーナチロルにかかる市有地9,318・25㎡について、(株)歌志内振興公社の経営支援のため、

同社に対し本年9月15日から平成23年3月31日まで無償で貸し付けることについて議会の議決を得ました。

■北海道市町村備荒資金組合理約の一部改正について

災害時の対策経費などに充てるため、道内全市町村が積み立てている北海道市町村備荒資金について、財政再生団体となる

ことを回避するために、積立金の一部を返還できるよう規約を改正することについて議会の議決を得ました。

■平成20年度歌志内市一般会計

補正予算(第4号)

歳入歳出予算に7,910万6千円を追加し、総額を43億4,800万1千円としました。

補正予算の主な内容は次のとおりです。

【歳出】
▽ふるさと応援寄附一般経費(基金積立金ほか) 1,29万6千円の増
▽公務住宅電算システム改修委託料 1,323万円の増

▽市営住宅特別会計繰出金 285万3千円の増
▽消防資機材購入 85万円の増
▽中学校移転事業費(暖房機改修ほか) 5,202万7千円の増

▽繰上償還にかかる市債償還元金 370万2千円の増
▽予備費 407万1千円の増

【歳入】
▽ふるさと応援寄附金 120万円の増
▽空知産炭地域振興助成金(中学校移転事業) 3,570万円の増

▽消防団員等共済基金助成金 85万円の増
▽借換債 80万円の増
▽前年度繰越金 4,000万円の増

■同歌志内市営住宅特別会計補

正予算(第2号)

歳入歳出予算に285万3千円を追加し、総額を1億5,255万3千円としました。

補正の内容は次のとおりです。

正予算(第2号)

歳入歳出予算に285万3千円を追加し、総額を1億5,255万3千円としました。

補正の内容は次のとおりです。

【歳出】
▽公務住宅電算システム改修委託料 173万3千円の増
▽移転補償金 112万円の増

【歳入】
▽一般会計繰入金 285万3千円の増
■同歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算に1億622万1千円を追加し、総額を5億6,362万1千円としました。

補正の内容は次のとおりです。

【歳出】
▽市債の借り換えに伴う市債償還元金 1億622万1千円の増

【歳入】
▽一般会計繰入金 52万1千円の増
▽借換債 1億570万円の増

■同歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

制度改正にかかる広域連合からの交付金として19万4千円を追加

補正し、歳入歳出予算の総額を9,249万4千円としました。

閉会中の審査として付託された議案

■平成19年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について
■同歌志内市病院事業会計決算の認定について

これら2議案は、決算審査特別委員会に付託されました。

可決された意見書

■生活用品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

■「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

■社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書

■太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

■介護保険計画の見直しに関する意見書

■労働者派遣法の抜本改正を求める要望意見書

■消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書
■新たな過疎対策法の制定に関する意見書
■道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

〈9月11日・議員提出〉